第7章

マスタープランの評価・見直し

1. マスタープラン評価・見直しの概要

自治体(市町村)がマスタープランを作成した場合、おおむね5年ごとに、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況について、調査、分析、評価を行うこととされています。また、評価結果で見直しの必要があると認めるときは、マスタープランの変更を実施することとされており、PDCAサイクルの構築が推奨されています。

■宮古市の評価・見直しの具体的方針

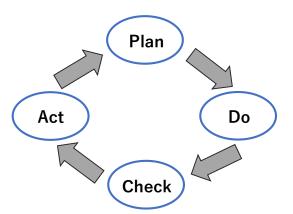
- ・計画の促進や進行管理等は、宮古市地域公共交通会議(法定協議会)が主体となって実施します。
- ・PDCA サイクルの実施にあたっては、高齢者や障がい者等などの当事者が PDCA の各場面に参加し、意見や情報を適切に共有できる仕組みを構築します。

2. 評価体制について

計画期間は5年間と設定し、本マスタープランで設定した移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の進捗状況や、策定したマスタープランが適切に運用されているか継続的に評価・見直しを実施します。

具体的な手順としては、本市がバリアフリーマスタープランの「計画」を実施し、「実施」段階に移行します。次の段階として、「宮古市地域公共交通会議(法定協議会)」における意見、高齢者・障がい者等の当事者による意見、及び社会情勢等を把握した上で、現行のマスタープランが適切であるか「評価」を行います。評価に基づき見直しが必要と判断した場合、マスタープランの「改善」を実施します。

このように、PDCA サイクル(計画・実施・評価・改善)を適切に行い、現状に則した 計画となるように継続的に改善を行うスパイラルアップのサイクルを構築し、評価体制 を確立します。



Plan ≪計画≫:基本構想の作成・特定事業等の計画

Do ≪実施≫:特定事業等の実施

Check≪評価≫:事業評価·効果の検証

Act 《改善》:事業計画の見直し

図 継続的な取組みのイメージ